

一般社団法人大分県溶接協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大分県溶接協会と称し、英語名では、Oita Welding Engineering Society（略称O-WES）と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大分市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、溶接に関する事業を行い、溶接技術及び技能の向上並びに普及を図ることを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 溶接技術者及び溶接技能者の教育
2. 溶接技術の相談、指導及び調査研究
3. 講演会、講習会、研究会、懇談会、及び見学会等の開催
4. 一般社団法人日本溶接協会からの受託業務
5. 溶接技術競技会等の実施
6. 溶接関係図書、出版物の配布又は頒布
7. 他都道府県溶接協会との連携
8. 関係官公庁及び関係団体等との連絡、提携
9. その他、協会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。



- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同しその事業に協力しようとするため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知する。
- 3 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長へ提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(余剰金の分配を行わない定め)

第9条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正会員のすべてが同意したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき



(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(構成)

第17条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。



(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第22条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(代理)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議、報告の省略)

第24条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権)



第25条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以下

(2) 監事 3名以内

(3) 理事のうち1名を代表理事とする

(4) 代表理事を理事長とし、理事のうち2名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる

(選任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

3 常務理事は専務理事の業務を補佐する。

4 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を越える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。



- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 第27条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第33条 役員報酬は、無報酬とする。ただし社員総会の決議を得て、報酬を支給することができる。

(取引制限)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止



2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 当会理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第44条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費、賛助会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第45条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第46条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受



けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不分配)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散することができる。



(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第54条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第57条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 附 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第59条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは、遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、財産の譲渡、給与の支給、役員などの選任その他財産の運用及び事業の運営に対し特別の利益を与えること



ができない。

(最初の事業年度)

第60条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第61条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 河合邦夫
設立時理事 石丸善男
設立時理事 渡辺康志
設立時代表理事 河合邦夫
設立時監事 足立高浩

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第62条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

河合邦夫 大分市大字片島6番地の38
石丸善男 大分市明野南一丁目18番25-21号
渡辺康志 大分県別府市石垣西三丁目5番11号
足立高浩 大分市大道町二丁目7番11号

(法令の準拠)

第63条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大分県溶接協会の設立のため、設立時社員河合邦夫ほか3名の定款作成代理人司法書士法人ななせ総合事務所社員萩原誠至は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年1月22日

設立時社員 河 合 邦 夫
設立時社員 石 丸 善 男
設立時社員 渡 辺 康 志
設立時社員 足 立 高 浩

上記設立時社員の定款作成代理人

大分市荷揚町6番16号
司法書士法人ななせ総合事務所
社員 萩 原 誠 至





同一情報の提供

提供の日付： 2024年2月9日

公証人： 32010009 中 垣 治 夫

所属法務局： 大分地方法務局

公証役場： 大分公証人合同役場

大分市城崎町2-1-9

請求対象の登簿管理番号： 24-3201000902002099

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2024年2月9日

請求対象の処理公証人： 32010009 中 垣 治 夫

所属法務局： 大分地方法務局

公証役場： 大分公証人合同役場

大分市城崎町2-1-9



認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証明する。